

# 事務事業評価表

平成14年度	主要事業計画対象の有無	有	電話	042(769)8354
担当部課名	保健福祉部	高齢者福祉課	生きがい係	
事務事業名	敬老祝金等支給費		事業コード	11220

1 総合計画における位置づけ

政策名	第1章	安心して生活できる福祉社会をつくります	事業開始年度
基本施策名	第2節	いきいきとした高齢社会の創造	~63年度
施策名	第2施策	高齢者の社会参加と生きがいづくり	

2 実施根拠及び関連法令等

相模原市敬老金条例
-----------

3 事業概要

(1) 事業の目的 喜寿等の高齢者に祝金を支給し長寿を祝うとともに、多年にわたり社会に寄与されたことに感謝し、その労をねぎらうことを目的とする。		(2) 対象(誰、何) 支給年度の9月15日現在で77歳・80歳・88歳・90歳・95歳・99歳・100歳以上の者 対象数 4,999人	
(3) 平成13年度事業の内容 当該年度に祝金を支給した者の年齢と支給金額は次のとおり(90歳の者には記念の色紙を添えている)。77歳 5,000円/80歳 7,000円/88歳 10,000円/90歳 10,000円/95歳 20,000円/99歳 30,000円/100歳以上 50,000円/支給者数合計4,999人 支給金額合計36,349,000円を各民生委員を通じて配布した。		(4) 総合計画・実施計画における概要 なし	
		(5) 個別計画の概要 計画名なし 計画年次 年度~ 年度	

4 評価指標

指標名	支給率		
指標式	最終支給者数/支給対象者数		
指標設定の意図	敬老祝金を支給すべき者にもれなく支給されているかを表すものとして設定した。		

5 目標と実績

[金額単位：千円]

	平成11年度	平成12年度	平成13年度(評価対象年度)		平成14年度	
	実績	実績	実績	目標	目標	
指標	100	100	a 100	b 100	100	
指標			c	d		
指標			e	f		
事業費	決算(予算)額	32,282	36,046	37,140	41,777	47,455
	人員・時間数	332.5(H)	332.5(H)	332.5(H)	332.5(H)	332.5(H)
	人件費	1,004	1,004	1,004	1,004	1,004
	その他経費					
	合計	33,286	37,050	38,144	42,781	48,459
特定財源						

6 個別評価

(1)達成度…目標をどれだけ達成したか			
評価 A ▼	A : 達成している ( 100%)	理由 :	= 、 、 の平均値 = 100.0%
	B : 一部達成していない(100%> 80%)		
	C : 達成していない (80%> )		
$\frac{a}{b}$	$\frac{100.0}{100.0} \times 100 = 100.0\%$	$\frac{c}{d}$	$\times 100 =$
$\frac{e}{f}$	$\times 100 =$	理由 : 支給すべき者に対し、もれなく支給されているため。	
(2)必要性…時代変化に適応した事業内容か			
評価 B ▼	A : 適応している	理由 :	福祉サービスの多方面における向上が求められている中で、お祝いのお金を贈るだけという祝金の贈呈は少し古いものになったと思われる部分もあるが、お祝いの形として全く適応していないとまでは断定できないと思われるため。
	B : 一部適応していない		
	C : 適応していない		
(3)経済性・効率性…費用対効果は妥当か			
評価 A ▼	A : 妥当である	理由 :	現在行なっている祝金の金額で、長寿を祝うとともに、多年にわたり社会に寄与されたことに感謝し、その労をねぎらう、という敬老祝金の目的を満たせると思われる。
	B : 一部妥当でない		
	C : 妥当でない		
(4)事業の代替性…県、民間との役割分担のあり方から見て、市が実施していくことが適当か			
評価 A ▼	A : 代替の可能性ない	理由 :	祝金の支給事業を民間主体で行なうことは考えにくく、県も敬老祝品の贈呈事業を実施しているものの、祝金の支給は今後行なわれないと思われるため(平成12年度までは、県も祝金の支給を行っていた)。
	B : 代替の可能性低い		
	C : 代替の可能性高い		
(5)市民満足度…対象市民の満足は得られているか			
評価 A ▼	A : 満足できる	理由 :	贈呈した祝金は、ほとんど全て受け取ってもらえている。
	B : 一部満足できない		
	C : 満足できない		
(6)有効性…当該事業は上位の施策を実現する上で有効か			
評価 A ▼	A : 有効である	理由 :	高齢者福祉の施策のひとつとして、対象者にとって身近なものとして受け取りやすいと思われる。
	B : 一部有効である		
	C : 有効でない		

<p>評価バランスチャート</p>	<p>成果向上の余地</p> <p><input type="checkbox"/> ある</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> ない</p> <p>説明 : これからの高齢者の増加が見込まれる中で、贈呈対象の拡大や金額の増加は困難</p>	
	<p>コスト改善余地</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> ある</p> <p><input type="checkbox"/> ない</p> <p>説明 : 今後の社会情勢、経済情勢の変化や高齢者の増加等祝金の支給方法の見直しも必要。</p>	

7 総合評価

評価	AA ▼	他自治体の類似事業との比較	平成13年度では、県内37市町村全てで敬老祝金・祝品のいずれかを実施している。贈呈開始年齢は、大半の市町村が77歳(喜寿)からとなっている(最も早いところは山北町・開成町の75歳)。贈呈金額や対象年齢の見直しを検討しているところもある。
	今後の進め方		
<input checked="" type="checkbox"/>	継続	説明	祝金の支給は、長寿を祝うとともに多年にわたり社会に寄与されたことに感謝し、その労をねぎらうものであることから引き続き実施すべきものである。
<input type="checkbox"/>	見直し		
<input type="checkbox"/>	廃止		
<input type="checkbox"/>	完了		

8 二次評価における変更点

--